

千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則（平成六年千葉県規則第七十八号）に関する資料

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則<br/>平成六年十二月二十二日<br/>規則第七十八号</p> <p>改正 平成 九年 四月 一日規則第平成二年 四月 一日規則第<br/>三五号 五〇号<br/>平成二七年 四月 七日規則第<br/>三八号</p> <p>千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則<br/>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例（平成六年千葉県条例第三十六号）第六条の規定により、千葉県立鶴舞看護専門学校（以下「専門学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。<br/>(学年及び学期)</p> <p>第二条 専門学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。<br/>2 前項の学年を分けて、次の二学期とする。<br/>前期 四月一日から九月三十日まで<br/>後期 十月一日から翌年三月三十一日まで<br/>(休業日)</p> <p>第三条 専門学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。<br/>一 日曜日及び土曜日<br/>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日<br/>三 専門学校の開校記念日<br/>四 季節休暇 一年を通じ十週間以内で専門学校の長（以下「校長」という。）が定めた日<br/>2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。<br/>3 第一項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。<br/>一部改正〔平成二七年規則三八号〕<br/>(入学の時期)</p> <p>第四条 専門学校の入学の時期は、学年の始めとする。<br/>(入学志願の手続)</p> | <p>千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則<br/>平成六年十二月二十二日<br/>規則第七十八号</p> <p>改正 平成 九年 四月 一日規則第平成二年 四月 一日規則第<br/>三五号 五〇号<br/>平成二七年 四月 七日規則第<br/>三八号</p> <p>千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則<br/>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例（平成六年千葉県条例第三十六号）第六条の規定により、千葉県立鶴舞看護専門学校（以下「専門学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。<br/>(学年及び学期)</p> <p>第二条 専門学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。<br/>2 前項の学年を分けて、次の二学期とする。<br/>前期 四月一日から九月三十日まで<br/>後期 十月一日から翌年三月三十一日まで<br/>(休業日)</p> <p>第三条 専門学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。<br/>一 日曜日及び土曜日<br/>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日<br/>三 専門学校の開校記念日<br/>四 季節休暇 一年を通じ十週間以内で専門学校の長（以下「校長」という。）が定めた日<br/>2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。<br/>3 第一項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。<br/>一部改正〔平成二七年規則三八号〕<br/>(入学の時期)</p> <p>第四条 専門学校の入学の時期は、学年の始めとする。<br/>(入学志願の手続)</p> |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>第五条 専門学校に入学を志願する者は、校長が定める期日までに入学願書その他校長が必要と認める書類に入学検査料を添えて校長に提出しなければならない。</p>                                 | <p>第五条 専門学校に入学を志願する者は、校長が定める期日までに入学願書その他校長が必要と認める書類に入学検査料を添えて校長に提出しなければならない。</p>                                 |
| <p>(入学者の選考)</p>  | <p>(入学者の選考)</p>  |
| <p>第六条 校長は、前条の入学を志願する者について校長が別に定めるところにより、選考を行う。</p>  | <p>第六条 校長は、前条の入学を志願する者について校長が別に定めるところにより、選考を行う。</p>  |
| <p>(入学手続及び入学許可)</p>  | <p>(入学手続及び入学許可)</p>  |
| <p>第七条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、校長が定める期日までに身元保証書その他校長が定める書類を提出しなければならない。</p>                                      | <p>第七条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、校長が定める期日までに身元保証書その他校長が定める書類を提出しなければならない。</p>                                      |
| <p>2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して専門学校への入学を許可する。</p>   | <p>2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して専門学校への入学を許可する。</p>   |
| <p>(退学)</p>  | <p>(退学)</p>  |
| <p>第八条 生徒は、専門学校を退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>   | <p>第八条 生徒は、専門学校を退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>   |
| <p>(休学又は復学)</p>  | <p>(休学又は復学)</p>  |
| <p>第九条 生徒は、疾病その他やむを得ない理由によつて引き続き一月以上修学することができないときは、保証人と連署した休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> | <p>第九条 生徒は、疾病その他やむを得ない理由によつて引き続き一月以上修学することができないときは、保証人と連署した休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> |
| <p>2 前項の規定により休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p>  | <p>2 前項の規定により休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p>  |
| <p>(教育課程)</p>  | <p>(教育課程)</p>  |
| <p>第十条 専門学校の看護学科の教育課程は、別表のとおりとする。</p>  | <p>第十条 専門学校の看護学科の教育課程は、別表のとおりとする。</p>  |
| <p>(卒業等の認定及び卒業証書の授与)</p>   | <p>(卒業等の認定及び卒業証書の授与)</p>   |
| <p>第十一条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、学科試験、実習成績及び出席状況等を勘案して校長が行つ。</p>  | <p>第十一条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、学科試験、実習成績及び出席状況等を勘案して校長が行つ。</p>  |
| <p>2 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。</p>   | <p>2 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。</p>   |
| <p>(懲戒)</p>  | <p>(懲戒)</p>  |
| <p>第十二条 懲戒は、退学、停学又は訓告の処分とする。</p>   | <p>第十二条 懲戒は、退学、停学又は訓告の処分とする。</p>   |
| <p>2 前項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>   | <p>2 前項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>   |
| <p>(健康診断)</p>  | <p>(健康診断)</p>  |
| <p>第十三条 校長は、年一回以上生徒の健康診断を行わなければならない。</p>   | <p>第十三条 校長は、年一回以上生徒の健康診断を行わなければならない。</p>   |
| <p>(補則)</p>  | <p>(補則)</p>  |

| 改正案   | 現行         |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
|---|------------|------------|-------|------|--------|------------|--------|------|---|-------|------------|-------|------|--------|------------|--------|------|
| <p>第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則(第五条から第七条までに限る。)の施行の日から平成七年三月三十一日までの間における第五条から第七条までの規定の適用については、これらの規定中「校長」とあるのは、「知事」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成九年四月一日規則第三十五号)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成九年三月三十一日において千葉県立鶴舞看護専門学校に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立鶴舞看護専門学校に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立鶴舞看護専門学校に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成九年度</td> <td>第二学年又は第三学年</td> </tr> <tr> <td>平成十年度</td> <td>第三学年</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則(平成十一年四月一日規則第五十号)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成十一年三月三十一日において千葉県立鶴舞看護専門学校に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立鶴舞看護専門学校に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立鶴舞看護専門学校に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成十一年度</td> <td>第二学年又は第三学年</td> </tr> <tr> <td>平成十二年度</td> <td>第三学年</td> </tr> </table> | 平成九年度      | 第二学年又は第三学年 | 平成十年度 | 第三学年 | 平成十一年度 | 第二学年又は第三学年 | 平成十二年度 | 第三学年 | <p>第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則(第五条から第七条までに限る。)の施行の日から平成七年三月三十一日までの間における第五条から第七条までの規定の適用については、これらの規定中「校長」とあるのは、「知事」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成九年四月一日規則第三十五号)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成九年三月三十一日において千葉県立鶴舞看護専門学校に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立鶴舞看護専門学校に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立鶴舞看護専門学校に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成九年度</td> <td>第二学年又は第三学年</td> </tr> <tr> <td>平成十年度</td> <td>第三学年</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則(平成十一年四月一日規則第五十号)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成十一年三月三十一日において千葉県立鶴舞看護専門学校に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立鶴舞看護専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立鶴舞看護専門学校に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立鶴舞看護専門学校に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成十一年度</td> <td>第二学年又は第三学年</td> </tr> <tr> <td>平成十二年度</td> <td>第三学年</td> </tr> </table> | 平成九年度 | 第二学年又は第三学年 | 平成十年度 | 第三学年 | 平成十一年度 | 第二学年又は第三学年 | 平成十二年度 | 第三学年 |
| 平成九年度   | 第二学年又は第三学年 |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
| 平成十年度   | 第三学年       |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
| 平成十一年度  | 第二学年又は第三学年 |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
| 平成十二年度  | 第三学年       |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
| 平成九年度   | 第二学年又は第三学年 |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
| 平成十年度   | 第三学年       |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
| 平成十一年度  | 第二学年又は第三学年 |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |
| 平成十二年度  | 第三学年       |            |       |      |        |            |        |      |   |       |            |       |      |        |            |        |      |

| 改正案   |             |          |     |
|---|-------------|----------|-----|
| 附 則（平成二十七年四月七日規則第三十八号）<br>この規則は、公布の日から施行する。 |             |          |     |
| 別表（第十条）                                     |             |          |     |
|   | 科目          | 単位数      | 時間数 |
| 基礎分野  | 科学的思考の基盤    | 五        |     |
|   | 情報科学        | 二        | 三〇  |
|   | 論理的思考       | 二        | 四五  |
|   | 教育学         | 二        | 三〇  |
|   | 学びのみちしるく    | 一        | 五   |
|   | 人間と生活・社会の理解 | 一〇       |     |
|   | 文学          | 二        | 三〇  |
|   | 心理学         | 二        | 三〇  |
|   | 人間関係論       | 二        | 四五  |
|   | 看護倫理        | 二        | 二〇  |
|   | 社会学         | 二        | 三〇  |
|   | 文化と健康       | 一        | 五   |
|   | 健康と運動       | 二        | 三〇  |
|   | 英会話         | 二        | 三〇  |
|   | 保健医療英語      | 二        | 三〇  |
|   | 専門基礎分野      | 人体の構造と機能 | 五   |
| 人体のしくみとはたらき                                 |             | 二        | 四五  |
| 人体のしくみとはたらき                                 |             | 二        | 四五  |
| 看護に活かす人体のしくみとはたらき                           |             | 一        | 三〇  |
| 疾病の成り立ちと回復の促進                               |             | 一        |     |
| 病気の成り立ち                                     |             | 二        | 二〇  |
| 病気と治療                                       |             | 二        | 三〇  |
| 病気と治療                                       |             | 二        | 三〇  |
| 病気と治療                                       |             | 二        | 三〇  |
| 病気と治療                                       |             | 二        | 三〇  |
| 病気と治療                                       |             | 二        | 三五  |
| 検査と看護                                       |             | 二        | 三〇  |
| 微生物学  | 二           | 五        |     |

| 現行  |             |          |     |    |
|---|-------------|----------|-----|----|
| 附 則（平成二十七年四月七日規則第三十八号）<br>この規則は、公布の日から施行する。 |             |          |     |    |
| 別表（第十条）                                     |             |          |     |    |
|   | 科目          | 単位数      | 時間数 |    |
| 基礎分野  | 科学的思考の基盤    | 四        |     |    |
|   | 情報科学        | 二        | 三〇  |    |
|   | 論理的思考       | 二        | 六〇  |    |
|   | 教育学         | 二        | 三〇  |    |
|   | 人間と生活・社会の理解 | 一〇       |     |    |
|   | 文学          | 二        | 三〇  |    |
|   | 心理学         | 二        | 三〇  |    |
|   | 人間関係論       | 二        | 四五  |    |
|   | 倫理学         | 二        | 三〇  |    |
|   | 社会学         | 二        | 三〇  |    |
|   | 健康と運動       | 二        | 四五  |    |
|   | 英会話         | 二        | 三〇  |    |
|   | 保健医療英語      | 二        | 三〇  |    |
|   | 専門基礎分野      | 人体の構造と機能 | 五   |    |
|   |             | 解剖生理学    | 二   | 六〇 |
|   |             | 解剖生理学    | 二   | 六〇 |
| 人間工学  |             | 一        | 五   |    |
| 疾病の成り立ちと回復の促進                               |             | 二        |     |    |
| 病理学   |             | 二        | 二〇  |    |
| 疾病論   |             | 二        | 三〇  |    |
| 疾病論   |             | 二        | 三〇  |    |
| 疾病論   |             | 二        | 四五  |    |
| 疾病論   |             | 二        | 一五  |    |
| 疾病論   |             | 二        | 一五  |    |
| 臨床検査  |             | 二        | 二〇  |    |
| 微生物学  | 二           | 五        |     |    |
| 臨床薬理学                                       | 二           | 四五       |     |    |





| 改正案               |     |      | 現行                |     |      |
|-------------------|-----|------|-------------------|-----|------|
| 看護管理と国際看護         |     | 一一五  |                   |     |      |
| 看護の探求             |     | 一一五  |                   |     |      |
| 看護の探求             |     | 一一五  |                   |     |      |
| 臨地実習              | 一一三 |      |                   |     |      |
| 基礎看護学実習           | 一一一 | 四四五  |                   |     |      |
| 基礎看護学実習           | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| 地域・在宅看護論実習        | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| 周手術期実習            | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| セルフマネジメント実習       | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| エンドオブライフケア実習      | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| 成人看護学実習           | 一一一 | 六〇〇  |                   |     |      |
| 老年看護学実習           | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| 小児看護学実習           | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| 母性看護学実習           | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| 精神看護学実習           | 一一一 | 九九〇  |                   |     |      |
| 看護の統合と実践実習        | 一一一 | 九〇〇  |                   |     |      |
| 合計                | 一〇五 | 二九六〇 | 合計                | 一〇三 | 三〇四〇 |
| 全部改正〔平成二十七年規則三八号〕 |     |      | 全部改正〔平成二十七年規則三八号〕 |     |      |